

(2) 鉛健康診断 (鉛則第 53 条)

ア 対象者

次の鉛業務に常時従事する労働者が対象です。ただし、遠隔操作によって行う隔離室における業務は除かれます (安衛令第 22 条第 1 項第 4 号、別表第 4)。

鉛業務 (安衛令別表第 4)

- 1 鉛の製錬または精錬を行う工程における焙^{ばい}焼、焼結、溶鋳または鉛等もしくは焼結鋳等の取扱いの業務 (鉛または鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が 50 リットルをこえない作業場における 450℃以下の温度による鉛または鉛合金の溶融または鋳造の業務を除く。次号から第 7 号まで、第 12 号および第 16 号において同じ。)
- 2 銅または亜鉛の製錬または精錬を行う工程における溶鋳 (鉛を 3%以上含有する原料を取り扱うものに限る。)、当該溶鋳に連続して行う転炉による溶融または煙灰もしくは電解スライム (銅または亜鉛の製錬または精錬を行う工程において生ずるものに限る。) の取扱いの業務
- 3 鉛蓄電池または鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、または解体する工程において鉛等の溶融、鋳造、粉碎、混合、ふるい分け、練粉、充てん、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断もしくは運搬をし、または粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、もしくはこれらから取り出す業務
- 4 電線またはケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥^{はく}鉛または被鉛した電線もしくはケーブルの加硫もしくは加工の業務
- 5 鉛合金を製造し、または鉛もしくは鉛合金の製品 (鉛蓄電池および鉛蓄電池の部品を除く。)) を製造し、修理し、もしくは解体する工程における鉛もしくは鉛合金の溶融、鋳造、溶接、溶断、切断もしくは加工または鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鋳込の業務
- 6 鉛化合物 (酸化鉛、水酸化鉛その他の厚生労働大臣が指定する物に限る。以下この表において同じ。)) を製造する工程において鉛等の溶融、鋳造、粉碎、混合、空冷のための攪^{かくはん}拌、ふるい分け、煅^か焼、焼成、乾燥もしくは運搬をし、または粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、もしくはこれらから取り出す業務
- 7 鉛ライニングの業務 (仕上げの業務を含む。)
- 8 鉛ライニングを施し、または含鉛塗料を塗布した物の破砕、溶接、溶断、切断、鋳^{びょう}打ち (加熱して行う鋳打ちに限る。)、加熱、圧延または含鉛塗料のかき落しの業務
- 9 鉛装置の内部における業務
- 10 鉛装置の破砕、溶接、溶断または切断の業務 (前号に掲げる業務を除く。)
- 11 転写紙を製造する工程における鉛等の粉まきまたは粉払いの業務
- 12 ゴムもしくは合成樹脂の製品、含鉛塗料または鉛化合物を含有する絵具、釉^{ゆう}薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の溶融、鋳込、粉碎、混合もしくはふるい分けまたは被鉛もしくは剥鉛の業務
- 13 自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務 (臨時に行う業務を除く。次号から第 16 号までにおいて同じ。)
- 14 鉛化合物を含有する釉^{ゆう}薬を用いて行う施^{ゆう}釉または当該施釉を行った物の焼成の業務
- 15 鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けまたは当該絵付けを行った物の焼成の業務 (筆もしくはスタンプによる絵付けまたは局所排気装置もしくは排気筒が設けられている焼成窯による焼成の業務で、厚生労働省令で定めるものを除く。)

- 16 溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れもしくは焼戻しまたは当該焼入れもしくは焼戻しをした金属のサンドバスの業務
- 17 動力を用いて印刷する工程における活字の文選、植字または解版の業務
- 18 前各号に掲げる業務を行う作業場所における清掃の業務（第9号に掲げる業務を除く。）

なお、鉛健康診断は、鉛または鉛化合物の種類と鉛業務によって規定されています。鉛化合物は次のとおりです。（昭和47年労働省告示第91号「安衛令第18条第24号および別表第4第6号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する鉛化合物を定める告示」）

酸化鉛	水酸化鉛	塩化鉛	炭酸鉛	珪酸鉛 ^{けい}	硫酸鉛	クロム酸鉛
チタン酸鉛	硼酸鉛 ^{ほう}	砒酸鉛 ^ひ	硝酸鉛	酢酸鉛	ステアリン酸鉛	

イ 実施時期

鉛健康診断は、雇入れ時、当該業務への配置替え時およびその後6か月以内ごとに1回、定期に実施しなければなりません。

ウ 健康診断項目

【必ず実施すべき項目】

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ ・鉛による自覚症状および他覚症状の既往歴の有無の調査
・血液中の鉛の量および尿中のデルタアミノレブリン酸の量の既往の検査結果の調査
- ④ 鉛による自覚症状または他覚症状^(※1)と通常認められる症状の有無の検査（次ページ欄1～10の症状）
- ⑤ 血液中の鉛の量の検査^(※2)
- ⑥ 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査^(※2)

【医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目】

- ⑦ 作業条件の調査
- ⑧ 貧血検査
- ⑨ 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査
- ⑩ 神経学的検査

エ 医師が必要でないと認める場合の項目の省略

6か月以内ごとに1回、定期に行う健康診断では、前回の健康診断で⑤、⑥の検査を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。

(※1) 鉛による自覚症状または他覚症状

自覚症状または他覚症状については、医師が次の項目のすべてをチェックしなければなりません。

- 1 食欲不振、便秘、腹部不快感、腹部の^{せん}疝痛など消化器症状
- 2 四肢の伸筋麻痺または知覚異常などの末梢神経症状
- 3 関節痛 4 筋肉痛 5 蒼白 6 易疲労感 7 倦怠感 8 睡眠障害 9 焦燥感
- 10 その他

■ 代謝物検査に関する血液または尿の採取時期

血液または尿の採取時期は、当該作業に従事している期間であれば任意の時期で差し支えありません。

(※ 2) 鉛健康診断における検査項目と分布区分

検査項目	単位	分布 1	分布 2	分布 3
血 中 鉛	μg/100mL	≤20	20<~≤40	40<
尿中デルタアミノレブリン酸	mg/L	≤5	5<~≤10	10<
赤血球中プロトポルフィリン	μg/100mL 赤血球	≤100	100<~≤250	250<

(3) 四アルキル鉛健康診断 (四アルキル鉛則第 22 条)

ア 対象者

四アルキル鉛健康診断は、次の物質と業務（遠隔操作によって行う隔離室における業務を除く。）に該当する作業に常時従事する労働者が対象です。

区 分	内 容	根拠規定
物 質	四アルキル鉛（四メチル鉛、四エチル鉛、一メチル・三エチル鉛、二メチル・二エチル鉛および三メチル・一エチル鉛ならびにこれらを含むアンチノック剤をいう。）	安衛令別表第 5 第 1 号
業 務	1 四アルキル鉛を製造する業務（四アルキル鉛を生成する工程以後の工程に係るものに限る。） 2 四アルキル鉛をガソリンに混入する業務（四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む。） 3 前 2 号に掲げる業務に用いる機械または装置の修理、改造、分解、解体、破壊または移動を行う業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。） 4 四アルキル鉛および加鉛ガソリン（四アルキル鉛を含むガソリンをいう。）（以下「四アルキル鉛等」という。）によりその内部が汚染されており、または汚染されているおそれのあるタンクその他の設備の内部における業務 5 四アルキル鉛等を含む残さい物（廃液を含む。）を取り扱う業務 6 四アルキル鉛が入っているドラムかんその他の容器を取り扱う業務 7 四アルキル鉛を用いて研究を行う業務 8 四アルキル鉛等により汚染されており、または汚染されているおそれのある物または場所の汚染を除去する業務（第 2 号または第 4 号に掲げる業務に該当するものを除く。）	安衛令別表第 5

イ 実施時期

四アルキル鉛健康診断は、雇入れ時、当該業務への配置替え時およびその後6か月以内ごとに1回、定期に実施しなければなりません。

ウ 健康診断項目

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ 四アルキル鉛によるいろいろ、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、^{しんせん}振顫、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状または精神症状の既往歴の有無の検査
- ④ いろいろ、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、^{しんせん}振顫、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状または精神症状の自覚症状または他覚症状の有無の検査
- ⑤ 血液中の鉛の量の検査[※]
- ⑥ 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査[※]

【医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目】

- ⑦ 作業条件の調査
- ⑧ 貧血検査
- ⑨ 赤血球中のプロトポルフィリンの量の測定
- ⑩ 神経学的検査

エ 医師が必要でないと認める場合の項目の省略

6か月以内ごとに1回、定期に行う健康診断では、前回の健康診断で⑤、⑥の検査を受けた者については、医師が必要ないと認めるときは省略することができます。

(※) 四アルキル鉛健康診断における検査項目と分布区分

53 ページの(※2) 鉛健康診断における検査項目と分布区分と同じです。